

船橋市農業振興計画検討委員会設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、農業のもたらす様々な恵みを生かした都市づくりを進めるための船橋農業振興の目標及びその実現に向けた諸施策を定めるため、船橋市農業振興計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 船橋市農業の振興のための基本的な方針及び計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業振興に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 消費生活モニター経験者
- (2) 船橋市援農クラブ関係者
- (3) 船橋市に係わる農業協同組合の関係者
- (4) 船橋市に係わる農業協同組合関連部会の関係者
- (5) 船橋市内の農業生産者関連団体の関係者
- (6) 船橋市地方卸売市場の関係者
- (7) 市内の食品製造・加工事業者
- (8) 学識経験者
- (9) 千葉県職員
- (10) 船橋市農業委員会委員
- (11) 市職員

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、経済部農水産課に置く。

(公務上の災害補償)

第7条 委員（第3条第1項第11号に掲げる委員は除く）が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附則

この要領は平成28年5月17日から施行する。

附則

この要領は令和8年4月1日から施行する。